

二、[第3条第1項柱書](#)

第3条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

1. 「自己の業務に係る商品又は役務について使用」をしないことが明らかであるときは、原則として、[第3条第1項柱書](#)により登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

(例) ① 出願人の業務の範囲が法令上制限されているために、出願人が指定商品又は指定役務に係る業務を行わないことが明らかな場合

② 指定商品又は指定役務に係る業務を行うことができる者が法令上制限されているため、出願人が指定商品又は指定役務に係る業務を行わないことが明らかな場合
2. 願書に記載された指定商品又は指定役務が次の(1)又は(2)に該当するときは、原則として、商標の使用の前提となる指定商品又は指定役務に係る業務を出願人が行っているか又は行う予定があるかについて合理的疑義があるものとして、[第3条第1項柱書](#)により登録を受けることができる商標に該当しないものとする旨の拒絶理由の通知を行い、出願人の業務を通じて、商標の使用又は使用意思を確認するものとする。

ただし、出願当初から後記3. に基づく資料が提出され、商標の使用又は使用意思が確認できる場合を除く。

 - (1) [商標法第2条第2項](#)に規定する役務（以下「小売等役務」という。）について
 - (イ) 「衣料品、飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」（以下、「総合小売等役務」という。）に該当する役務を個人（自然人をいう。）が指定してきた場合。

- (ロ) 総合小売等役務に該当する役務を法人が指定してきた場合であって、「自己の業務に係る商品又は役務について使用」をするものであるか否かについて調査を行っても、出願人が総合小売等役務を行っているとは認められないとき。
- (ハ) 類似の関係にない複数の小売等役務を指定してきた場合。

(2) 商品・役務の全般について

1 区分内での商品又は役務の指定が広範な範囲に及んでいるため、指定商品又は指定役務について商標の使用又は使用の意思があることに疑義がある場合。

3. 上記2. による拒絶理由の通知をした場合、商標の使用又は使用意思の確認は、次のとおり行うものとする。

- (1) 「自己の業務に係る商品又は役務について使用」をするものであることを明らかにするためには、少なくとも、類似群ごとに、指定商品又は指定役務に係る業務を出願人が行っているか又は行う予定があることを明らかにする必要があるものとする。
- (2) 指定商品又は指定役務に係る業務を出願人が行っていることの証明は、例えば、次の証拠方法によるものとする。
 - ① 印刷物（新聞、雑誌、カタログ、ちらし等）
 - ② 店舗及び店内の写真
 - ③ 取引書類（注文伝票、納品書、請求書、領収書等）
 - ④ 公的機関等（国、地方公共団体、在日外国大使館、商工会議所等）の証明書
 - ⑤ 同業者、取引先、需要者等の証明書
 - ⑥ インターネット等の記事
 - ⑦ 小売等役務に係る商品の売上高が判る資料等
- (3) 小売等役務に係る業務を行っていることの証明は、次によることとする。
 - (イ) 総合小売等役務に属する小売等役務については、例えば、次の資料によって総合的に証明される。

- ① 小売業又は卸売業を行っていること。
 - ② その小売等役務の取扱商品の品目が、衣料品、飲食料品及び生活用品の各範疇にわたる商品を一括して1事業所で扱っていること。
 - ③ 衣料品、飲食料品及び生活用品の各範疇のいずれもが総売上高の10%～70%程度の範囲内であること。
- (ロ) 総合小売等役務以外の小売等役務については、例えば、次の資料によって総合的に証明される。
- ① 小売業又は卸売業を行っていること。
 - ② その小売業又は卸売業が小売等役務に係る取扱商品を取り扱うものであること。
- (4) 指定商品又は指定役務に係る業務を出願人が行う予定があることの証明については、概ね出願後3～4年以内（登録後3年に相当する時期まで）に商標の使用を開始する意思を示す必要があるものとし、そのために商標の使用の意思を明記した文書、及びその準備状況を示す書類（事業計画書）の提出を求める。

前者については、

- ①出願に係る商標を使用する意図
- ②指定商品の生産、譲渡（販売を含む）のいずれの事業を具体的にを行うのか（指定役務の場合はその提供の計画）
- ③商標の使用の開始時期

を明記し、出願人が記名及び押印（法人の場合は、少なくとも当該事業の担当責任者の記名及び押印）したものとする。

後者については、使用開始に至るまでの具体的な事業の準備状況や計画（商品又は役務の企画の決定、工場や店舗の建設等）を記載したものとする。

なお、商標の使用意思が明確でない場合や当該事業計画に疑義がある場合には、必要に応じその事業の実施や計画を裏付ける書類の提出を求めることとする。

(注) 上記 2. 及び 3. の基準は、平成 19 年 4 月 1 日以降にされた商標登録出願より施行するものとする。

4. 国際商標登録出願において、国際登録に係る商標が[第 2 条第 1 項](#)に規定する商標に該当しないことが明らかなきときは、[第 3 条第 1 項柱書](#)により登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

(例) ① Sound mark (音響商標)

② Olfactory mark (匂い商標)

③ Color mark (色彩のみからなる商標)

※色彩のみであって、文字、図形、記号又は立体的形状と結合していないもの

5. 団体商標の商標登録出願については、当該団体及びその構成員の双方が使用をしないものばかりでなく、当該団体が指定商品又は指定役務について使用するのみで、その構成員が使用をするものでないときも、[第 3 条第 1 項柱書](#) ([第 7 条第 2 項](#)の規定により読み替えて適用) により登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

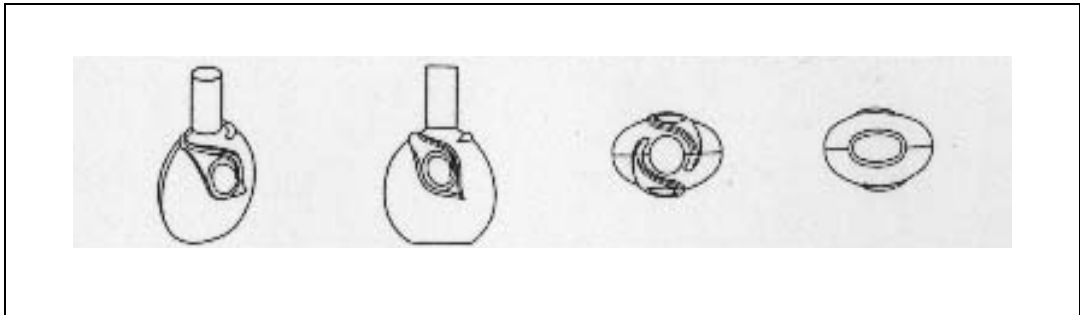
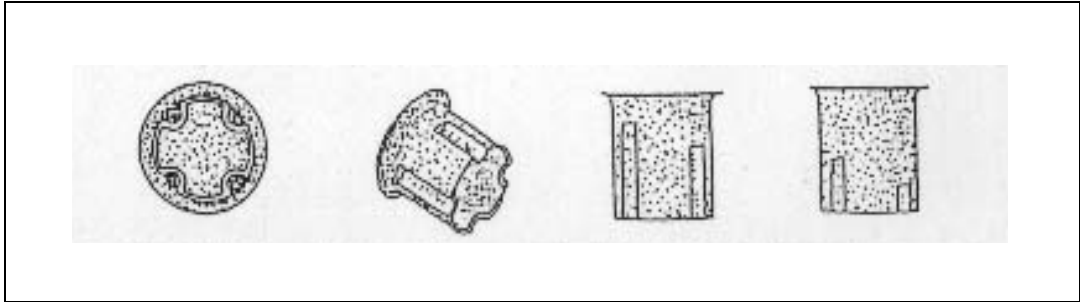
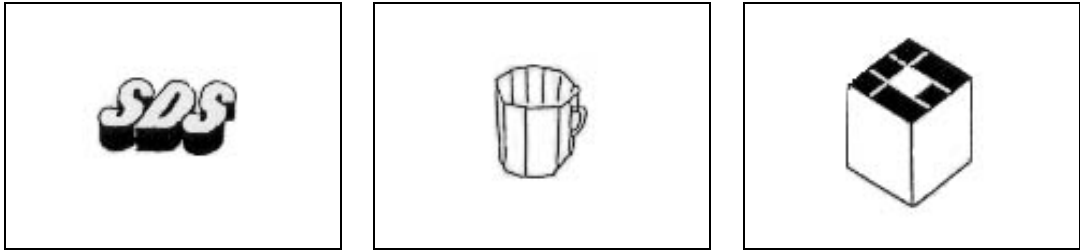
6. 「団体商標」に相当する商標である旨の記載がなされた国際商標登録出願において、[第 7 条第 3 項](#)に規定する証明書 ([第 7 条第 1 項](#)の法人であることを証する書面) の提出がされないときは、第 3 条第 1 項柱書の規定により商標登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

なお、団体商標の商標登録出願 (国内出願) については、補正指令 (方式) の対象となる。

7. 立体商標である旨の記載があっても、願書中の商標登録を受けようとする商標を記載する欄 (以下「商標記載欄」という。) への記載が立体商標としての商標の構成及び態様を特定し得るものと認められないときは、[第 3 条第 1 項柱書](#)の規定により商標登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

また、国際商標登録出願についても、同様に扱うものとする。

(1) 立体商標の構成及び態様を特定し得るものと認められる例



(2) 立体商標の構成及び態様を特定するものとは認められない例

- ① 商標記載欄に三次元の物の外観としての立体的形状が記載されていない場合



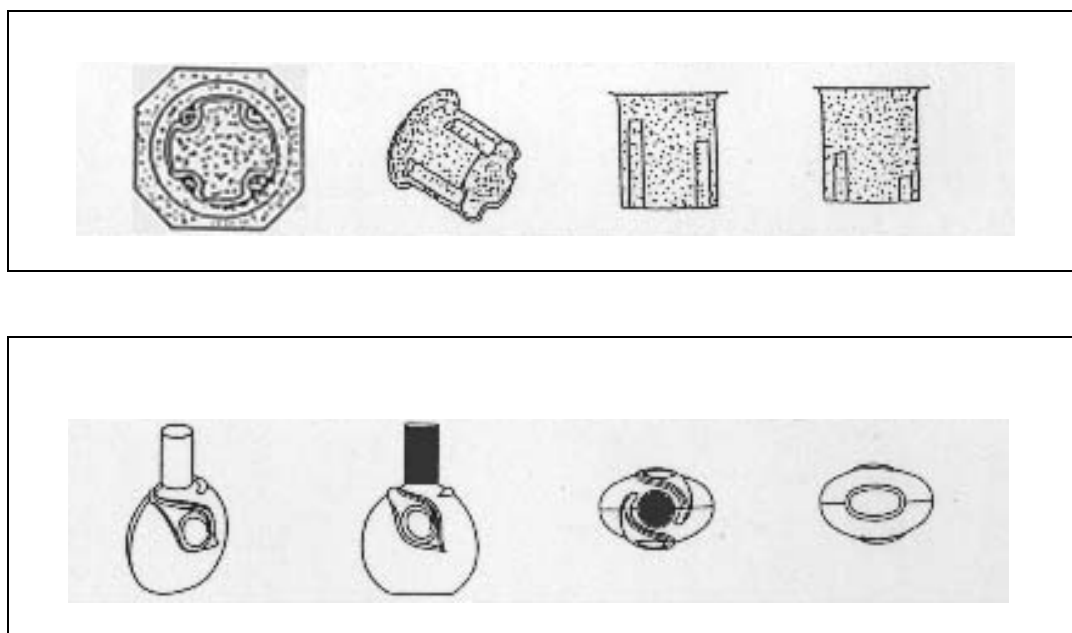
(注) 立体的形状としての厚み等の三次元の物の外観としての形状が表示されておらず、立体商標として認識することができない。

- ② 商標記載欄に立体的形状と平面標章が分離した構成及び態様をもって記載されている場合



(注) 平面標章が立体的形状に係る物の表面に貼り付けられたような構成及び態様でなく、分離した構成及び態様であるため、全体としては、三次元の物の外観としての形状が表示されているとはいえ、立体商標として認識することができない。

- ③ 商標記載欄に複数の図が記載されているが、各図の示す標章が合致しない場合



(注) 各図が表す立体的形状、図形、文字、色彩の付し方等の標章が合致していない。

(注) 以下をクリックすると、商標審査便覧又は審判決要約集をご覧になれます。

○ [商標審査便覧](#)

[25.71](#) 国際商標登録出願について「商標の音訳」、「商標の翻訳」又は

「商標の記述」についての記載があった場合の取扱い

[27.01](#) 団体商標の取扱いについて

[27.71](#) 国際商標登録出願において「Collective mark, certification mark、or guarantee mark」の記載がある場合の取扱い

[31.01](#) 商標法第5条第2項の「立体商標」である旨の記載に関する補正の取扱い

[41.100.01](#) 出願人の名義変更があった場合の第3条第1項柱書きの取扱い

[41.100.02](#) 立体商標の識別力の審査に関する運用について

[41.100.03](#) 商標の使用または商標の使用の意思を確認するための審査に関する運用について

○審判決要約集（第3条第1項柱書）